

公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき公告する。

令和5年1月20日

大分県知事 広瀬 勝貞

本案件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 県営明野住宅建替事業（建替住宅整備業務、入居者移転支援業務及び活用予定地事業を含む。）
- (2) 事業場所 県営明野住宅 大分市明野西1丁目、2丁目、明野北2丁目
- (3) 事業期限 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (4) 事業概要 県営明野住宅建替事業入札説明書のとおり
- (5) 予定価格 建替住宅整備業務及び入居者移転支援業務 6,193,012,455円（消費税等相当額を除く。）
- (6) 譲渡料 活用予定地事業 398,013,000円
- (7) 貸付料 活用予定地事業（平米単価年額）3,860円/㎡以上

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、本事業に係る設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、入居者移転支援業務に当たる者（以下「移転支援企業」という。）、活用予定地事業に当たる者（以下「活用予定地企業」という。）及びその他本事業に必要な業務に当たる者（以下「その他企業」という。）の各企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。ここで建設企業においては、建築一式工事に従事する者の参加は必須とするが、その他の専門工事（電気工事、管工事、解体工事等）に従事する者の参加は任意とする。

(2) 代表企業の選定

ア 入札参加者は、構成企業の中から代表企業を定め、資格審査時に明らかにすること。

なお、代表企業は、建設企業のうち建築一式工事に従事する者で結成される共同企業体の代表者に限るものとする。

イ 代表企業は、本事業に係る資格審査の申請、入札手続き及び落札者となった場合の契約協議など大分県との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る業務の全てについて責任を負うものとする。

(3) 複数業務の禁止

構成企業のうち、(6)ア及びイの要件を満たす者は、複数の業務を実施することができ

るものとする。ただし、建設企業が工事監理企業を兼ねること又は建設企業の関連企業が工事監理企業となることはできないものとする。なお、ここでいう関連企業とは、資本面又は人事面において関係のある者として、次に掲げるアからオのいずれかに該当する者をいう。

- ア 建設企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者
- イ 建設企業の資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ウ 建設企業が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者
- エ 建設企業が、資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- オ 工事監理企業において代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている者

(4) 複数提案の禁止

入札参加グループの構成企業は、他の入札参加グループの構成企業（以下「他の構成企業」という。）として重複して入札参加することはできない。

また、入札参加グループの構成企業は、他の構成企業と資本面又は人事面において次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこととする。

- ア 他の構成企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者
- イ 他の構成企業の資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- ウ 他の構成企業が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者
- エ 他の構成企業が、資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- オ 代表権を有する役員が、他の構成企業の代表権を有する役員を兼ねている者

(5) 構成企業の変更・追加の禁止

参加表明書の提出後は、原則として入札参加グループの構成企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、大分県がやむを得ないと認めた場合は、大分県の承認を条件として入札参加グループの構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。

(6) 各業務を行う者の参加資格要件

ア 構成企業の共通参加資格要件

構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条に定める欠格事由に該当している者
- (イ) 資格審査申請書類の提出期限の日から落札決定までの期間に、大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号）に基づき、県から指名停止の措置を受けている者
- (ウ) 開札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (エ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (オ) 県が、落札候補者を選定するために設置する学識経験者及び県職員から構成さ

れる県営明野住宅建替事業に伴う事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において次の a から e のいずれかに該当する者

- a 委員が属する企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者
 - b 委員が属する企業の資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - c 委員が属する企業が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者
 - d 委員が属する企業が、資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - e 代表権を有する役員が、委員が属する企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- (カ) 本事業に関連し、県が委託した下記に示す PFI 関連業務の受託者(以下「PFI 関連業務受託者」という。)又は PFI 関連業務受託者と資本面又は人事面において次の a から e までのいずれかに該当する者
- ・令和 3 年度 建住委第 1 号明野 PFI 等導入可能性調査委託
受託者：パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・令和 4 年度 住委第 1 号明野住宅建替事業に係る PFI アドバイザリー業務
受託者：日本工営都市空間株式会社、西脇法律事務所
- a PFI 関連業務受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者
 - b PFI 関連業務受託者の資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - c PFI 関連業務受託者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者
 - d PFI 関連業務受託者が、資本総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - e 代表権を有する役員が、PFI 関連業務受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (キ) 次のいずれかに該当する者
- a 法人でない者
 - b 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - c 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - (a) 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (c) 禁固以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

(d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

e 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

f その者の親会社等がbからeまでのいずれかに該当する法人

(ク) 自己若しくは自己の役員等が、次のいずれかに該当する者又は次に掲げる者が、自己の経営に実質的に関与しているものである者。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

b 暴力団員が役員となっている事業者

c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者又はその者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

d 暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与している者

e 暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

f 暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者

イ 構成企業の個別参加資格要件

入札参加グループの構成企業となる者は、上記アの要件の他にそれぞれ次に掲げる資格要件を満たすこと。

(ア) 設計企業

設計企業が1者で業務を実施する場合は、次のa～fの要件を全て満たすこと。複数の設計企業で業務を分担する場合は、統括する設計企業を置くものとする。統括する設計企業は、次のa～eの要件を満たし、その他の設計企業は、少なくともa及びbの要件を満たすものとし、そのうち1者は併せてfの要件を満たすものとする。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

b 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等（昭和60年大分県告示第235号）に基づく建築関係コンサルタント業務の入札参加資格の認定を受けている者であること。

c 平成19年4月1日以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅（ワンルームマンションを除く。以下同じ。）の新築又は改築（※）工事に伴う実施設計を元請け（共同企業体によるものである場合は、出資比率30%以

上のものに限る。)として履行した実績を有すること。

(a) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(b) 5階建て以上

※改築とは、建築物の全てを除却し、引き続きこれと用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。以下同じ。

d 設計企業と資格審査受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者(設計業務全体を総括する責任者で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築確認申請書第2号様式における代表となる設計者、又は同等の責任を有する者をいう。)及び照査技術者(成果物の内容について技術上の照査を行う者をいう。)を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼ねることはできない。

e 意匠、構造、電気及び機械の各分野における主任技術者を配置すること。ただし、構造分野の主任技術者は一級建築士の資格を有していること。

f 都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条の規定による申請書のうち、同法第31条に定める設計図書の作成の実績を有していること。なお、当該実績は、面積1ha以上の開発行為に係るものに限る。

(イ) 建設企業

a 建設企業のうち建築一式工事に従事する者

建設企業のうち建築一式工事に従事する者は、2者又は3者で(f)の要件を満たす建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を結成し、構成員のうち少なくとも1者が次の(a)から(e)の要件を満たし、その他の者は、次の(a)と(b)の要件を満たしていること。

(a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(b) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和39年大分県告示第481号)により、建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受けた者であること。

(c) 建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値(P点)が、1,050点以上であること。

(d) 平成19年4月1日以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅の新築又は改築工事を元請け(共同企業体によるものである場合は、出資比率30%以上のものに限る。)として履行した実績を有すること。

① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

② 5階建て以上

(e) 建設企業と資格審査受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による監理技術者を専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業

法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けたものであること。

- ② 上記(d)を満たす共同住宅の新築又は改築工事の施工管理の実績を有していること。なお、当該実績は平成 19 年 4 月 1 日以降に工事が完了し引き渡されたものに限る。
- ③ 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。
- ④ 本業務の工事着手日において、他の工事に従事していないことが確認できる者であること。

(f) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件を全て満たしていること。

- ① 共同企業体の構成員数は 2 者又は 3 者であること。
- ② 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大である者であって単独の企業であること。
- ③ 共同企業体の形態は、共同施工方式（甲型）とし、1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30 パーセント以上、3 者の場合は 20 パーセント以上であること。

b 建設企業のうち電気工事に従事する者（電気工事業を構成企業に含める場合）は、次の要件を全て満たしていること。

- (a) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、電気工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (b) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期により、建設工事競争入札参加資格の電気工事に係る認定を受けた者であること。

c 建設企業のうち管工事に従事する者（管工事業を構成企業に含める場合）は、次の要件を全て満たしていること。

- (a) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、管工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (b) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期により、建設工事競争入札参加資格の管工事に係る認定を受けた者であること。

d 建設企業のうち解体工事に従事する者（解体工事業を構成企業に含める場合）は、次の要件を全て満たしていること。

- (a) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、解体工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (b) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期により、建設工事競争入札参加資格の解体工事に係る認定を受けている者であること。

e 建設企業のうち上記 a から d まで以外の建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する工事）に従事する者（上記 a から d まで以外の建設工事業を構成企業に含

める場合)は、次の要件を全て満たしていること。

(a) 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて必要な特定建設業の許可を受けた者であること。

(b) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期により、建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、1社で業務を実施する場合は、次のa~dの要件を全て満たすこと。複数の工事監理企業で業務を分担する場合も、全ての工事監理企業が次の要件を満たすこと。

a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

b 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に基づく建築関係コンサルタント業務の入札参加資格の認定を受けている者であること。

c 平成19年4月1日以降に工事が完了し引き渡された、次の要件を全て満たす共同住宅の新築又は改築工事に伴う工事監理の実績を有すること。

(a) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(b) 5階建て以上

d 工事監理企業と資格審査受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者(建築基準法第2条第1項第11号の工事監理者をいう。)を配置できること。

(エ) 移転支援企業

移転支援企業は、次の要件を全て満たすこと。

a 大分県税(法人事業税及び法人県民税)、消費税及び地方消費税を完納していること。

b 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による宅地建物取引業の免許を有すること。複数の移転支援企業で業務を分割する場合は、全ての移転支援企業が当該免許を有すること。

c 提案内容により、業務に関し法令上許認可等が必要とされる場合は、当該許認可等を受けていること。

(オ) 活用予定地企業

活用予定地企業は、1社で業務を実施する場合は、次のa及びbの要件を満たすこと。複数の活用予定地企業で業務を分担する場合は、全ての活用予定地企業が業務の分担に応じて当該要件を満たしていること。

a 大分県税(法人事業税及び法人県民税)、消費税及び地方消費税を完納していること。

b 提案内容により、業務に関し法令上許認可等が必要とされる場合は、当該許認可等を受けていること。

(カ) その他企業

その他企業は、次の要件を満たすこと。

- ・ 大分県税（法人事業税及び法人県民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

3 入札手続等

(1) 担当課

郵便番号 870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県土木建築部公営住宅室住宅整備班（大分県庁舎新館6階）

電 話 097-506-4675

F A X 097-506-1779

E-mail a18510@pref.oita.lg.jp

(2) 入札説明書等

入札説明書、要求水準書、審査基準等については、県営明野住宅建替事業のホームページから直接入手すること。

県営明野住宅建替事業ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/18510/>

(3) 入札参加資格等の確認

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書の受付

本入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認に関する提出書類を以下のとおり提出すること。

(ア) 受付期間

令和5年2月21日（火）から同年3月2日（木）まで

(イ) 提出方法

提出書類を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合、電子メールの件名は、「県営明野住宅建替事業 入札参加確認申請書等の提出」とすること。電子メール送信後、3(1)担当課に電話にて、メールの着信を確認すること（土曜・日曜・祝日を除き、平日午前9時から午後5時まで）。

E-mail a18510@pref.oita.lg.jp

イ 競争入札参加資格確認審査結果の通知

資格確認結果は、競争入札参加資格確認申請を行った者に対し、令和5年3月16日（木）に書面にて通知する。併せて、提案受付番号を通知する。

ウ 入札参加資格がないと認めた理由の説明の受付及び回答

入札参加資格がないとされた者は、以下により、その理由について書面により説明を求めることができる。

(ア) 提出日時

令和5年3月17日（金）～同月28日（火）まで

(イ) 提出方法

説明要求の書面（様式自由）をメールにより提出すること。

(ウ) 回答

県は、説明を求めた者に対し、令和5年4月7日(金)までに書面により回答する。

(4) 入札提出書類の提出

入札参加者は、入札提出書類を以下のとおり提出しなければならない。入札提出書類の種類及び提出部数等、作成に当たっての要領は、入札説明書別添資料「様式集」に示す。入札提出書類は、持参又は郵送すること。

入札提出書類のうち入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず宛名「大分県土木建築部公営住宅室住宅整備班」、「入札参加者名」及び「県営明野住宅建替事業に係る入札書在中」(朱書)と記載すること。

ア 入札提出書類を持参する場合

(ア) 受付期間

令和5年5月10日(水)～同月12日(金)

午前9時～正午及び午後1時～5時

(イ) 受付場所

大分県土木建築部公営住宅室

イ 入札提出書類を郵送する場合

(ア) 受領期限

令和5年5月12日(金)午後5時必着

(イ) 送付先

大分県土木建築部公営住宅室住宅整備班

(ウ) 送付方法

必ず「配達記録郵便」とすること。また、提案書及びその他の提出書類を封筒に入れ密封し、表に「県営明野住宅建替事業に係る提案書在中」と朱書して郵送すること。

4 落札者の決定

(1) 落札者の選定及び決定

本入札は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者の提案書を、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行ったものを落札者として決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

落札候補者の選定は、選定委員会において行うものとし、県は選定委員会が選定した最優秀提案をもとに、落札者を決定する。なお、選定委員会を構成する学識経験者は住宅地マネジメント・団地再生、子育て支援・高齢者福祉及び経済を専門とし、選定委員会の委員については、事業者選定後に明らかにする予定である。

事業者の募集及び選定の過程において、県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、本事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知する。電話等による問

合せには応じない。

入札結果は、審査結果と併せて県のホームページにおいて公表する。

5 その他

(1) 本事業の契約の締結は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。

(2) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 20 条第 3 項の規定により免除とする。

イ 契約保証金

(ア) 建替住宅整備業務及び入居者移転支援業務

建替住宅整備業務に係る対価の 100 分の 10 以上及び入居者移転支援業務に係る対価の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、大分県契約事務規則第 5 条第 3 項の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。

(イ) 活用予定地事業

貸付にあつては活用予定地事業に係る賃料の 1 か年分以上、譲渡にあつては活用予定地事業に係る対価の 100 分の 10 以上又はそれらの合算金額を納付すること。

(4) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時に於いて「2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

- a 競争入札参加申込兼資格確認申請書に記載された代表者以外の者のした入札
- b 入札参加資格のない者が行った入札
- c 委任状が提出されていない代理人のした入札
- d 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札
- e 所定の入札日時、場所に提出しない者の入札
- f 記名押印を欠いた入札
- g 入札金額を訂正した入札
- h 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な入札
- i 明らかに連合によると認められる入札
- j 参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

k その他入札に関する条件に違反した者の入札

- (5) 詳細は、県営明野住宅建替事業入札説明書等によるものとする。
- (6) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the Procuring entity
Hirose Katsusada Governor of Oita Prefecture
- (2) The name and quantity of goods and services to be supplied
The prefectural Akeno housing reconstruction project
- (3) Qualification examination
9am - 5pm between Tuesday 21th February, Reiwa 5 (2023), and Thursday
2nd March of the same year
- (4) Bidding
Submission will take place via direct procurement, post, or e-mail by between
Wednesday 10th May and Friday 12th of the same month (excluding weekends and
public holidays; between 9am and 5pm)
- (5) Name of the department in charge of the official declaration and the special
procurement contract concerning the official declaration
Housing Department Team, Public Housing Office, Civil Engineering and
Construction Department, Oita Prefecture (6th floor of the New Building, Oita
Prefectural Government)
3-1-1 Ohte-machi, Oita City, 870-8501
Telephone contact 097-506-4675
E-mail a18510@pref.oita.lg.jp